

令和5年度 第2回 三原市総合教育会議

令和5年10月26日（木）15時～

三原市役所3階 304～306 会議室

1 開会

2 調整

- (1) 学力に関する現状とGIGAスクールについて . . . 資料1

- (2) コミュニティ・スクールの導入の構想について . . . 資料2

- (3) 不登校児童生徒への支援について . . . 資料3

- (4) 就学前教育について . . . 資料4

令和5年度 第1回 三原市総合教育会議 出席者名簿

構成員

三原市

| | |
|----|-------|
| 市長 | 岡田 吉弘 |
|----|-------|

三原市教育委員会

| | |
|----------------|--------|
| 教育長 | 安原 敏光 |
| 委員 教育長職務代理者 | 高橋 正明 |
| 委員 | 田原 知江 |
| 委員 | 小野 武也 |
| 委員 | 京楽 千恵美 |

出席者

| | |
|--------|-------|
| 総務部長 | 三次 健二 |
| 教育部長 | 木村 敏男 |
| 総務課長 | 中川 裕二 |
| 教育振興課長 | 石原 洋 |
| 学校教育課長 | 山森 一徳 |
| 生涯学習課長 | 門 康樹 |

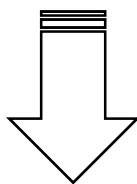
三原市総合教育会議設置要綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。



「三原市総合教育会議設置要綱」を制定

三原市総合教育会議設置要綱

平成27年6月25日

要綱第66号

改正 平成31年3月29日要綱第22号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第1条の4の規定に基づき、市長と教育委員会が相互連携を図り、本市の教育行政に資するため、三原市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項について、協議及び構成員の事務の調整(以下「調整」という。)を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて市長が招集し、主宰する。

2 市長は、前項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議又は調整が必要であると思料するときは、市長に対し、協議又は調整すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

4 会議は、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみで開くことができる。

5 会議において、調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議又は調整を行うに当たって必要があると認めるときは、出席を求めるなど、当該協議又は調整すべき事項に関して、関係者又は学識を有する者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で傍聴簿に、先着順に所要事項を記入しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

(傍聴を許可しない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において傍聴させることが不適當であると認めた者

(傍聴人が守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次の行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 市長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画機器を使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退席)

第10条 傍聴人は、次に掲げる場合には、直ちに退席しなければならない。

- (1) この要綱に違反したことにより市長が退席を命じたとき。
- (2) 第6条ただし書の規定により公開しないこととした事件を協議するこ

とを市長が宣言したとき。

(議事録)

第11条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により、非公開とした部分については、公表しないものとする。

(事務局)

第12条 会議の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日要綱第22号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

協議¹及び調整²事項について

(1) 協議・調整すべき事項

- ① 大綱の策定及び変更に関すること。(法第1条の4第1項)
- ② 教育を行うための諸条件の整備, その他の地域の実情に応じた教育, 学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。(法第1条の4第1項第1号)

(想定される協議・調整事項)

- ア 学校等の施設の整備, 教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など, 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - イ 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携, 居所不明の児童生徒への対応, 福祉担当部局と連携した総合的な放課後対策, 子育て支援のように, 首長と教育委員会との事務連携が必要な事項
- ③ 児童, 生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ, 又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。(法第1条の4第1項第2号)

(想定される協議・調整事項)

- ア 児童, 生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ, 又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - a いじめ問題により児童, 生徒等の自殺が発生した場合
 - b 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- イ 児童, 生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - a 災害の発生により生命又は身体の被害は発生していないが, 校舎の倒壊などの災害が生じており, 防災担当部局と連携する場合
 - b 災害発生時の避難先での児童, 生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある, 福祉担当部局と連携する場合
 - c 犯罪の多発により, 公立図書館等の社会教育施設でも, 職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - d いじめによる児童, 生徒等の自殺が発生した場合のほか, いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合

(2) 協議・調整すべきでない事項

- ① 教科書の採択や個別の教職員の人事など, 政治的中立性が高い事項
- ② 日常の学校運営に関する些細な事項

¹ 「協議」とは…「調整」を要しない場合も含め, 自由な意見交換として幅広く行われるもの。

² 「調整」とは…教育委員会の権限に属する事務について, 予算の編成・執行や条例提案, 大学, 私立学校, 児童福祉などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。